

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別児童扶養手当の受給資格の喪失	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条	
所 管 課	障害福祉部 障害支援課	
<p>処分基準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<p>・設定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項、第4項</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。</p> <p>一 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>二 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<p>・聴聞 ・弁明</p>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。</p>
	<p>個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項</p>	